

名古屋小売酒販組合規約

名古屋小売酒販組合

名古屋市中区正木一丁目10-6号

名古屋小売酒販組合規約

(総則)

第1条 定款第8条の規定により、業務の執行、会計処理その他本組合の運営に関し必要な事項は、この規約で定める。

(支部の配置)

第2条 各区に支部とその長を置くことができる。

支部の規約は、各区毎にこれを制定するものとする。

(加入申込書等)

第3条 本組合に加入しようとするものは、別紙様式1による加入申込書を、本組合に提出しなければならない。

2 相続による申出は、別紙様式1-2による加入申込書を、本組合に提出しなければならない。

(加入申込諾否の通知)

第4条 前条による加入申込書を、本組合に提出した者に対する諾否の通知は、別紙様式第2による通知をもってする。

(任意脱退の予告届)

第5条 本組合を脱退しようとする組合員は、別紙様式3による脱退予告届を本組合に提出して、脱退の予告をしなければならない。

(除名附議の通知)

第6条 組合員を総代会の議決によって除名しようとするときは、その組合員に対し、別紙様式4により通知する。

(除名の通知)

第7条 組合員を除名したときは、その組合員に対し、別紙様式5によりその旨を、通知する。

(届け出の義務)

第8条 定款第16条第1項の規定による届け出は、別紙様式6によってする。

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総代会において選任した選考委員の推薦した支部長及び監事につき、総代会で選任することができる。

但し、理事のうち理事会において、正副理事長に選任された者がある場合は、その地区からさらに1名の理事を選任することとする。

(役員兼任禁止)

第10条 監事は理事又は酒類業組合の使用人と兼ねてはならない。

(顧問及び相談役の委嘱)

第11条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員任期満了後に理事会の議決を経て理事長が改めて委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本組合の業務執行上の重要事項について理事長の諮問に答え、

又は会議に列席して意見を述べることができる。

但し、議決に加わることはできない。

4 顧問及び相談役は再任することを妨げない。

(総代の選挙)

第12条 総代は区毎に、当該地区に酒類販売場を有する組合員の数の10人に1人の割合をもって選出する。選挙に関する規約は別に定める。

(検査証)

第13条 定款第25条第2項の規定による証票の様式は、別紙様式7による。

(過怠金)

第14条 協定の内容及びその実施に関する定めに違反した組合員に対する過怠金の賦課は、理事会において議決し、別紙様式8によりその組合員に納入の通知をするものとする。

2 前項の規定による通知を受けた組合員は、別紙様式9の納付書を添え、その通知を受けた日から10日以内に、本組合に過怠金を納入しなければならない。

(代理権の行使を証する書面)

第15条 総代会において代理人をもって、議決権を行使しようとする組合員は、別紙様式10による委任状を、本組合に提出しなければならない。

(議長の議決権)

第16条 定款第36条の規定による総代会以外の総代会の議長は、議決権を行使することができない。

但し、組合員としての議決権の行使を妨げない。

(利害関係人の議決権)

第17条 総代会の議決につき、特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

2 総代会の議決につき、前項の規定により行使することができない議決権の数は、出席した会員の議決権の数にこれを算入しない。

(延期又は続行の決議)

第18条 総代会においては、延期又は続行を決議することができる。この場合においては、改めて総代会召集の手續を要しない。

(総代会の議事録)

第19条 総代会の議事については、議事録を作らねばならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した理事及び監事がこれに署名しなければならない。

(経費の賦課)

第20条 組合員に対する経費の分担金の賦課金額及び賦課方法は総代会の議決により定める。

2 分担金は、毎年6月末までに当年度分を一括で徴収する。

(使用料及び手数料)

第21条 定款51条第1項の規定による使用料及び手数料は、実費程度とし、その徴収金額及び徴収方法その他使用料に関する必要事項は、理事会において別に定めるところによる。

2 定款51条第2項及び3項による手数料の徴収金額及び徴収方法その他手数料の徴収に関する必要事項は、その都度理事会において定める。

(災害見舞金規定)

第22条

(目的) 1. 本規定は、名古屋小売酒販組合の組合員が災害を被った場合に、被災組合員に対して見舞金を支給することを目的とする。

(名称) 2. 本規定は、「名古屋小売酒販組合災害見舞金規定」と称する。

(運営費及び運営等)

3. 組合員は、組合加入時に「災害積立金」として負担金を一括納付することとし、同積立金は別途会計により運営する。

4. 「災害積立金」は、新規免許取得販売場1場につき金10,000円とする。

なお、必要に応じ理事会の決議により、同金額の変更をすることができる。

5. 「災害積立金」の詳細な運営について、必要に応じ、そのつど、理事会において議決により行うことができるものとする。

(災害の内容及び支給基準)

6. 災害見舞金の対象となる災害、及び支給金額について次に定めるものとする。

なお、以下のいずれにも該当しない災害等の場合は、そのつど、理事会の議決により行う。

- ① 地震、台風、暴風雨によって建物等に被害を被ったとき。
- ② 水害(台風、洪水、豪雨、高潮)によって建物等に被害を被ったとき。
- ③ 火災、落雷によって建物等に被害を被ったとき。
- ④ 車両の飛び込み等によって建物等に被害を被ったとき。
- ⑤ その他突発事故によって建物等に被害を被ったとき。

| 災害の内容 | 建物の状況 | 金額(円) |
|---------------------------------------|---------------|--------|
| ①地震、台風、疾風、暴風雨 によって、被害を被った場合 | A. 建物の全壊 | 20,000 |
| | B. 建物の半壊 | 15,000 |
| | C. 建物の一部損壊 | 10,000 |
| ②水害(台風、洪水、豪雨、 高潮)によって、被害を 被った場合 | A. 建物の全壊 | 20,000 |
| | B. 建物の半壊 | 20,000 |
| | C. 建物の一部損壊 | 15,000 |
| | D. 建物の床上浸水 | 10,000 |
| ③災害、落雷、爆発によって、 被害を被った場合 | A. 建物の全焼・全壊 | 20,000 |
| | B. 建物の半焼・半壊 | 15,000 |
| | C. 建物の一部損焼・損壊 | 10,000 |
| ④車両の飛び込みによって、 被害を被った場合 | A. 建物の全壊 | 20,000 |
| | B. 建物の半壊 | 15,000 |
| | C. 建物の一部損壊 | 10,000 |
| ⑤その他突発的な事故によって、 被害を被った場合 | A. 建物の全壊 | 20,000 |
| | B. 建物の半壊 | 15,000 |
| | C. 建物の一部損壊 | 10,000 |

附則

1. 本規定は平成24年5月18日から実施する。
2. 本規定の施行前に行われた行為は、本規定により行われたものとみなす

(会計管理)

第23条 本組合の会計は、理事長が管理し現金は理事会にて決定した銀行に預け入れ又は金銭信託とする。

第24条 本組合の決算は、毎事業年度の終了後、理事会において議決し、監事の監査を受けなければならない。

第25条 予算科目中款内の流用は、理事長において専行し、款間の流用は、理事会の議決を経るものとする。

(会計帳簿)

第26条 本組合に次の帳簿を備え、資産及び経費の出納を明確にするものとする。

- 1 資産台帳
- 2 備品台帳
- 3 総勘定元帳
- 4 金銭出納帳
- 5 経費仕訳帳

(出納閉鎖期)

第27条 本組合の出納閉鎖期は、事業年度終了後2月以内とする。

(固定財産の取得及び処分)

第28条 固定財産の取得及び本組合の取得する固定財産の処分については、総代会の議決によるものとする。

(給与)

第29条 職員の給料は理事長が定める。

- 2 諸手当、旅費又は日当の支給に関する必要な事項は、理事会の議決を経た処務規定で定める。

附則

- 1 本規約は平成24年5月18日より実施する。
- 2 本組合運営の円滑を図るため、役員、事務職員の事務分掌規定を別に定める。